

## 第一号議案

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正について

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十五日提出

大分県教育委員会教育長 山田雅文

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（昭和三十二年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表の十四の項の原因の欄中「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、同表の二十二の項の原因の欄のイ中「第七条第一項」を「前条第一項」に改め、同欄のロ中「第十二条」を「第十二条第一項」に、「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、「ための」の下に「学校等への出席停止若しくは」を加え、同欄に次のように加える。

ハ 九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子の学校等の行事のうち、入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をする場合

第八条の三第二項中「よる部分休業又は」を「よる部分休業、」に改め、「の育児時間」の下に「又は条例第十一条の四第一項の規定による子育て部分休業」を加え、「又は当該育児時間」を「、当該育児時間又は当該子育て部分休業」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（子育て部分休業）

第八条の四 条例第十一条の四第二項の任命権者が定める時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業、育児休業条例第二十五条第二項の育児時間又は条例第十一条の三第一項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時

間)とする。

2 子育て部分休暇の単位は、三十分とする。

第九条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項本文又は同項ただし書に規定する勤務時間の割振りにかかわらず、育児又は介護に  
関し特別な事情があると認められる職員の勤務時間の割振りについては、県教育委員会が  
別に定めるところにより、校長が定める。

#### 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

#### 提案理由

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和三十二年大分県条例第二十四号）の一部改正に伴い子育て部分休暇の取得が認められる時間を定めるとともに、家族の看護休暇の取得対象の追加等を行いたいので提案する。

○ 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（昭和三十二年大分県教育委員会規則第三号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

| 改正案  |            | 現行  |            |
|--|------------|---|------------|
| <p>第一条～第七条（略）</p> <p>第八条 条例第十一条による特に承認を与える場合及びその期間は次のとおりとする。</p>                   |            |   |            |
| 原因   | 特に承認を与える期間 | 原因  | 特に承認を与える期間 |
| 一～十三（略）  | （略）        | 一～十三（略）   | （略）        |
| 十四 妊娠中又は出産後一年以内の女性職員が、母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第十条に規定する保健指導又は、同法第十三条第一項に規定する健康診査を受ける場合 | （略）        | 十四 妊娠中又は出産後一年以内の女性職員が、母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第十条に規定する保健指導又は、同法第十三条 内に規定する健康診査を受ける場合 | （略）        |
| 十五～二十一（略）  | （略）        | 十五～二十一（略）   | （略）        |
| 二十二 職員が次のいずれかに該当する場合であつて、勤務しないことが相当であると認められるとき。                                    | （略）        | 二十二 職員が次のいずれかに該当する場合であつて、勤務しないことが相当であると認められるとき。                                   | （略）        |
| イ 配偶者、父母、子（配偶者の子及び児童福祉法第六条の四第一号に規定する養育里親又は同条第三号に掲げる者である職員に同法第二十七条第一                |            | イ 配偶者、父母、子（配偶者の子及び児童福祉法第六条の四第一号に規定する養育里親又は同条第三号に掲げる者である職員に同法第二十七条第一               |            |

項第三号の規定により委託されている児童（前条第一項）に規定する児童を除く。）を含む。以下この項において同じ。）  
 じ。）、祖父母、孫及び配偶者の父母の看護（負傷し、又は疾病にかかったこれらの者の世話をを行うことをいう。）を行う場合

ロ 義務教育終了前の子の母子保健法第十二条第一項若しくは第十三条第一項に規定する健康診査、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一条に規定する健康診断若しくは予防接種の付添い又は感染症の予防のための学校等への出席停止若しくは学校等の臨時休業により自宅待機するその子の世話を行う場合

ハ 九歳に達する日以後の最初の三月三十一日まで

の間にある子の学校等の

項第三号の規定により委託されている児童（第七條第一項に規定する児童を除く。）を含む。以下この項において同じ。）  
 じ。）、祖父母、孫及び配偶者の父母の看護（負傷し、又は疾病にかかったこれらの者の世話をを行うことをいう。）を行う場合

ロ 義務教育終了前の子の母子保健法第十二条第一項若しくは第十三条第一項に規定する健康診査、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一条に規定する健康診断若しくは予防接種の付添い又は感染症の予防のための学校等の出席停止若しくは学校等の臨時休業により自宅待機するその子の世話を行う場合

|  |   |
|--|---|
| <p>行事のうち、入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をする場合</p>  |   |
| <p>二十三～二十五 (略)</p>   | <p>(略)</p>  |
| <p>2～4 (略)<br/>                 第八条の二 (略)</p>  | <p>2～4 (略)<br/>                 第八条の二 (略)</p>   |
| <p>(介護時間)<br/>                 第八条の三 (略)</p>   | <p>(介護時間)<br/>                 第八条の三 (略)</p>  |
| <p>2 条例第十一条の三第二項の任命権者が定める時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業、職員の育児休業等に関する条例（平成四年大分県条例第四号。以下「育児休業条例」という。）第二十五条第二項の育児時間又は条例第十一条の四第一項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該部分休業、当該育児時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）とする。</p> | <p>2 条例第十一条の三第二項の任命権者が定める時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業又は職員の育児休業等に関する条例（平成四年大分県条例第四号。以下「育児休業条例」という。）第二十五条第二項の育児時間又は条例第十一条の四第一項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該部分休業又は当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）とする。</p> |
| <p>3 (略)<br/>                 (子育て部分休暇)</p>  | <p>3 (略)<br/>                 (新設)</p>  |
| <p>第八条の四 条例第十一条の四第二項の任命権者が定める時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業、育児休業条例第二十五条第二項の育児時間又は条例第十一条の三第一項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）とする。</p>  | <p>(新設)</p>   |

減じた時間)とする。

2 子育て部分休暇の単位は、三十分とする。

(週休日及び勤務時間の割振りの基準)

第九条 条例第十三条第五項の規定による勤務時間の割振りは、第十条の二に規定する休憩時間を除き、月曜日から金曜日までのそれぞれ午前八時三十分から午後五時までとする。ただし、特別の事情により、本文の規定により難いときは、校長は任命権者の許可を受けて、別に定めることができる。

2 前項本文又は同項ただし書に規定する勤務時間の割振りにかわらず、育児又は介護に関し特別な事情があると認められる職員の勤務時間の割振りについては、県教育委員会が別に定めるところにより、校長が定める。

3・4 (略)

第九条の二(第十一条の二) (略)

(週休日及び勤務時間の割振りの基準)

第九条 条例第十三条第五項の規定による勤務時間の割振りは、第十条の二に規定する休憩時間を除き、月曜日から金曜日までのそれぞれ午前八時三十分から午後五時までとする。ただし、特別の事情により、本文の規定により難いときは、校長は任命権者の許可を受けて、別に定めることができる。

(新設)

2・3 (略)

第九条の二(第十一条の二) (略)

## 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正について

### 1 規則の概要

この規則は、学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和32年大分県条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものである。

### 2 改正理由

仕事と生活の両立支援のため、家族の看護休暇の取得対象に子の入学等の式典に参加する場合等を追加するとともに、条例の一部改正に伴い、子育て部分休暇の時間に係る規定の整備等を行うもの

### 3 改正内容

#### (1) 休暇制度に関する規定の改正

##### ① 家族の看護休暇の取得対象の追加（第8条関係）

家族の看護休暇の取得対象に、子の入園若しくは卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典に参加する場合を追加するもの

##### ② 子育て部分休暇の導入に伴う改正（第8条の3及び第8条の4関係）

新設された子育て部分休暇の時間は、任命権者が定めることとされたことに伴い、取得時間を定めるもの

#### (2) 時差通勤の導入に伴う改正（第9条関係）

育児又は介護のために必要な職員の時差通勤の導入に係る規定の追加

#### (3) その他所要の改正

第2条第2項及び第8条第1項の表中22の項の文言の修正

### 4 施行期日

令和7年4月1日（令和7年3月31日公布予定）